



2020年3月25日

(4月8日一部追記)

アスモ少額短期保険株式会社

## 「新型コロナウイルス感染症」に関するご契約の特別措置について

このたびの「新型コロナウイルス感染症」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられた皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症」に関するご契約の特別措置につきまして、下記の通りご案内いたします。

### 記

#### 1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。

##### 【適用対象者】

- ・当該感染症による影響を受けた保険契約者

#### 2. 保険金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

##### 【適用対象者】

- ・被保険者が当該感染症に罹患したことにより、保険金・入院給付金の支払請求を行うこととなった保険金・入院給付金請求者

#### 3. 入院期間に関する特別取扱い(4月8日追記)

医療機関の事情等により入院できず、医療機関以外の場所で医師の治療を受けている場合も、その治療期間に関する医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとみなします。

### <お問い合わせ窓口>

アスモ少額短期保険株式会社

契約サービスチーム

電話 : 0120-53-2610 (平日 10:00~17:00)